

令和3年度都市における木材需要の拡大事業助成金公募要領

3 全木連発都市需第5号

第1（総則）

一般社団法人全国木材組合連合会（以下「全木連」という。）が「木材産業・木造建築活性化対策事業実施要領」（平成30年3月30日付け29林政産第125号林野庁長官通知）の第3の1（1）の規定に基づいて実施する都市における木材需要の拡大の取組（以下「都市木材需要拡大事業」という。）において選定した実証を行う事業者（以下「実証事業者」という。）が行う都市における木材需要の拡大の実証に係る公募については、この要領に定めるところによるものとします。

第2（用語及び定義）

この規程で用いる用語及び定義は次のとおりとします。

ア 木質耐火部材等

木造の建築物において建築基準法（昭和25年法律第201号）第21条、第26条、第27条又は第61条に基づき主要構造部に一定の性能（以下「耐火・準耐火性能等」という。）を満たすために必要となる木質建築資材（耐火・準耐火性能等を満たすために木材製品に対して被覆する場合において用いられる木材製品又は被覆材を含む。）をいう。

イ JAS構造材

日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）に基づき制定された日本農林規格（以下「JAS規格」という。）の「製材（JAS 1083）」のうち機械等級区分構造用製材及び目視等級区分構造用製材（乾燥処理を施したものの表示をしたものに限る。）、「枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材（昭和49年7月8日農林省告示第600号）」、「直交集成板（JAS 3079）」、「集成材（平成19年9月25日農林水産省告示第1152号）」のうち構造用集成材（中断面以上のものに限る。）及び「単板積層材（平成20年5月13日農林水産省告示第701号）」のうち構造用単板積層材の基準に基づき格付が行われた木材製品をいう。

ウ 構造用製材

JAS構造材のうち機械等級区分構造用製材及び目視等級区分構造用製材（乾燥処理を施したものに限る。）をいう。

エ 2×4工法構造用製材

JAS構造材のうち枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材をいう。

オ CLT

JAS構造材のうち直交集成板をいう。

カ 構造用LVL

JAS構造材のうち構造用単板積層材をいう。

キ 内装材

建築物の壁・天井又は床の部分において仕上げの表面に用いる木材製品をいう（その下地に利用する木材製品を含む。）。

ク 木製サッシ

外壁に設置する窓の部分のうち枠、棧、框に該当する部材が主に木材で製造されたものをいう。

ケ 建築物

建築基準法第 2 条第 1 号の建築物又は第 2 号の特殊建築物をいう。

コ 宣言事業者

全木連が別に定める都市部を中心とした木材利用拡大宣言事業（以下「都市木利用拡大宣言事業」という。）で都市木利用拡大宣言事業者として登録している事業者又は既に JAS 構造材活用宣言事業で JAS 構造材活用宣言事業者として登録している事業者をいう。

サ 調達費

助成対象となる木材製品に係る購入価格に工場でのプレカット加工及び施工地までの運搬に要する経費を加算した金額をいう。

第 3（公募対象助成事業）

実証事業者には、別添 1「宣言事業者が行う都市木材需要拡大事業の内容について」に定める事業を実施していただきます。

第 4（実証事業者の申請の要件）

都市木材需要拡大事業に申請できる者は、第 5 に定める都市木材需要拡大事業の対象物件において木材製品を利用する施工者であって、以下の全ての要件を満たす者としします。

ア 都市木利用拡大宣言事業又は JAS 構造材活用宣言事業の宣言事業者であること。

イ 「別添 1」に定める事業内容を行う意思及び具体的計画を有し、且つ事業を的確に実施できる能力を有する者であること。

ウ 都市木材需要拡大事業に係る経理及びその他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有する者であること。

エ 公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号)に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者でないこと。

オ 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 3 項に定める建設業者であり、且つ申請に係る対象物件の工事を行うに当たり必要な建設業法第 3 条第 1 項に定める許可を受けた者であること。ただし、当該許可が不要な物件の場合は、この限りではない。

カ 第 6 に定める木質耐火部材等又は JAS 構造材の区分に係る申請をする場合については、建築基準法第 6 条第 1 項若しくは同法第 6 条の 2 第 1 項の規定による確認の申請又は同法第 18 条第 2 項の規定による通知（以下「建築確認申請等」という。）において都市木材需要拡大事業に申請する建築物の施工者として確認できる者、又は工事請負契約書等で工事の一部を請け負っている事業者のうち、施工者として確認できる者から都市木材需要拡大事業に申請する権利の委譲を受けた者であること。ただし、対象物件の工事に当たって建築確認申請等を要さない場合は、工事請負契約書等において同様の確認ができる者であること。

キ 都市木材需要拡大事業を同年度に 3 棟以上申請する者にあつては、3 棟目の都市木材需要拡大事業申請をするまでに「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」（平成 28 年法律第 48 号。以下「クリーンウッド法」という。）に基づく登録を受けていること。なお、第 6 に定める木質耐火部材等又は JAS 構造材の区分に係る申請に係る物件において第 6 の内装材又は木製サッシの区分に係る申請を同一の物件で行う場合、その棟数は 1 とします。

- ク 都市木材需要拡大事業を同年度に 3 棟以上申請する者にあつては、キに加え、川上から川下の事業者が含まれる、木材の需要創出や流通効率化等を目的としたサプライチェーンマネジメント（以下「SCM」という。）推進フォーラム等の参加者、木材 SCM 支援システム「もりんく」（<https://molink.jp/>）の登録者又は山元の素材生産事業者等と安定供給などの協定を締結した、木材製品生産施設を有する宣言事業者と共同申請をする者であること。
- ケ 3 階以下の共同住宅及び長屋（以下「低層集合住宅」という。）を対象物件として申請しようとする者にあつては、申請の対象となる物件が 1 棟以内であり、且つ、同一年度内に他の低層集合住宅について本事業による助成を受ける予定がないこと。

第 5（都市木材需要拡大事業の対象物件）

都市木材需要拡大事業の対象とすることができる建築物は、次の要件を全て満たす木材製品を利用する物件とします。なお、内装材（内装材利用面積が 10 m²を超えるものに限る。）又は木製サッシのみの木材製品の利用する場合も同様とします。

- ア 建築主が国でないもの。
- イ 3 階以下の建築物で戸建の居住専用住宅又は事業用併用住宅でなく別表に掲げる用途のもの。
- ウ 建築物において基礎より上部の部分において本事業以外の国からの助成を受けていないもの。
- エ 反社会的勢力が整備し、又は所有するものでないもの。
- オ 第 6 の I に定める木質耐火部材等及び第 6 の II に定める JAS 構造材の区分の対象とする物件にあつては、新築及び増改築する部分の床面積の合計（非木造部分を除く。）が 10 m²を超えるものであるもの。
- カ 第 6 の I に定める木質耐火部材等及び第 6 の III に定める内装材の区分の対象とする物件は、耐火・準耐火性能等が求められる建築物又はこれらと同等の性能を有する建築物であるもの。
- キ 第 6 の II に定める JAS 構造材の区分の対象とする物件は、第 6 の II に定める指定する部位で JAS 構造材を使用した建築物であるもの。
- ク 実証事業者がクリーンウッド法に基づき合法性を確認した木材を使用したものであるもの。

第 6（助成対象となる木材製品の利用）

助成対象となる木材製品の利用の範囲は、利用の区分ごとに以下に定めたものとします。ただし、助成対象となる物件について、I の木質耐火部材等に係る助成と II の JAS 構造材に係る助成を併用して受けることができないものとします。

I 木質耐火部材等

第 5 のカに定める要件を満たす木造又は木造とそれ以外の構造との混構造の建築物を新築、増築、改築等する場合（建築確認申請等を提出するものに限る。）の木質耐火部材等の利用を対象とします。

II JAS 構造材

第 5 のキに定める要件を満たす木造又は木造とそれ以外の構造との混構造の建築物を新築、増築、改築等する場合の JAS 構造材の利用を対象とし、助成対象となる木材（以下「助成対象木材」とい

います。)及びその材積は、JAS 構造材の種類ごとに以下に定めたものとします。

1 構造用製材

ア 機械等級区分構造用製材の部材の一部は、構造部の柱、梁桁、トラス、土台のいずれかに使用されることを必須とします。

イ 助成対象は、機械等級区分構造用製材を構造部に使用する階で使用した構造用製材とします。

ウ 助成対象となる材積は、イにおいて使用する構造用製材の材積とします。

2 2×4 工法構造用製材、構造用集成材（中断面以上）、構造用 L V L 又は C L T

ア 2×4 工法構造用製材、構造用集成材（中断面以上）、構造用 L V L 又は C L T の部材の一部は構造部の壁、床、屋根、横架材のいずれかに使用されることを必須とします。

イ 助成対象は、2×4 工法構造用製材、構造用集成材（中断面以上）、構造用 L V L 又は C L T を構造部に使用する階で使用した JAS 構造材とします。

ウ 助成対象となる材積は、イにおいて使用する 2×4 工法構造用製材、構造用集成材（中断面以上）、構造用 L V L 及び C L T の材積の合計とします。

3 1 の構造用製材と 2 の 2×4 工法構造用製材、構造用集成材（中断面以上）、構造用 L V L 又は C L T を構造部に併用する場合

ア 機械等級区分構造用製材は、構造部の柱、梁桁、トラス、土台のいずれかに使用されること、2×4 工法構造用製材、構造用集成材（中断面以上）、構造用 L V L 又は C L T の部材の一部は構造部の壁、床、屋根、横架材のいずれかに使用されることを必須とします。

イ 助成対象は、構造用製材、2×4 工法構造用製材、構造用集成材（中断面以上）、構造用 L V L 又は C L T を構造部に使用する階で使用した JAS 構造材とします。

ウ 助成対象となる材積は、イにおいて使用する構造用製材、2×4 工法構造用製材、構造用集成材（中断面以上）、構造用 L V L 及び C L T の材積の合計とします。

Ⅲ 内装材

第 5 のカに定める要件を満たす建築物の新築、増改築、修繕等する場合の内装材の利用を対象とします。

Ⅳ 木製サッシ

建築物の新築、増改築、修繕等する場合の木製サッシの利用を対象とします。

第 7 (助成金の額)

助成金の額は以下の I から IV の区分ごとに規定するものとし、区分ごとに①、②、③（I 木質耐火部材等の区分にあつては①と②）を比較し、最も低い金額から 1,000 円未満の端数を切り捨てた額とします。

ただし、助成額の上限は、I 木質耐火部材等及び II JAS 構造材の区分にあつては、1 棟の都市木材需要拡大事業に対して、15,000,000 円を上限としますが、床面積の合計が 1,000 m² 以上の場合、または助成対象となる階が最上階から数えて 4 以上の建築物は 30,000,000 円を上限とします（Ⅲ内装材又はⅣ木製サッシの区分に係る助成を併用する場合を含みます。）。また、Ⅲ内装材の区分にあつては、1 棟の都市木造需要拡大事業に対して 10,000,000 円を上限とし、Ⅳ木製サッシの区分にあつては、

1 棟の都市木材需要拡大事業に対して 1,000,000 円とします。

上記の規定にかかわらず、採択された事業の助成予定額の合計が予算額を上回った場合には、個々の都市木材需要拡大事業に係る助成金の額を調整することがあります。

I 木質耐火部材等

ア 燃えしろ製材を活用した建築物

製材品の厚みにより燃えしろを確保することで必要な準耐火性能等を満たす建築物

- ① 事業申請時に申告する木造又は木造とそれ以外の構造との混構造とする予定の階の木造又は混構造に係る床面積の合計に 9,700 円/㎡を乗じた金額
- ② 交付申請時に申告する木造又は木造とそれ以外の構造との混構造とした階の木造又は混構造に係る床面積の合計に 9,700 円/㎡を乗じた金額

イ その他

ア以外の方法により必要な耐火・準耐火性能等を満たす建築物

- ① 事業申請時に申告する木造又は木造とそれ以外の構造との混構造とする予定の階の木造又は混構造に係る床面積の合計に 8,200 円/㎡を乗じた金額
- ② 交付申請時に申告する木造又は木造とそれ以外の構造との混構造とした階の木造又は混構造に係る床面積の合計に 8,200 円/㎡を乗じた金額

ウ CLT を利用した建築物

CLT を利用した建築物で必要な耐火・準耐火性能等を満たすものについては、ア、イの規定にかかわらず、次の算定によることができることとします。なお、ア又はイの助成金と併用することはできません。

- ① 事業申請時に申告する利用予定の CLT の材積の合計に 170,000 円/㎡を乗じた金額
- ② 交付申請時に申告する利用した CLT の材積の合計に 170,000 円/㎡を乗じた金額

II JAS 構造材

ア CLT を除く JAS 構造材

- ① 事業申請時に申告する助成対象木材のうち、第 6 のⅡの 1 のイ、2 のイ及び 3 のイで規定する助成対象となる階で使用予定の構造用製材、2 × 4 工法構造用製材、構造用集成材（中断面以上）、構造用 L V L の材積に 50,000 円/㎡を乗じた金額
- ② 交付申請時に申告する助成対象木材のうち、第 6 のⅡの 1 のイ、2 のイ及び 3 のイで規定する助成対象となる階で使用した構造用製材、2 × 4 工法構造用製材、構造用集成材（中断面以上）、構造用 L V L の材積に 50,000 円/㎡を乗じた金額
- ③ 第 15 に定める様式 6 号別紙 2 に基づく構造用製材、2 × 4 工法構造用製材、構造用集成材（中断面以上）、構造用 L V L の調達費に相当する金額

イ CLT

- ① 事業申請時に申告する助成対象木材のうち、第 6 のⅡの 2 のイ及び 3 のイで規定する助成対象となる階で使用予定の C L T の材積に 140,000 円/㎡を乗じた金額

- ② 交付申請時に申告する助成対象木材のうち、第6のⅡの2のイ及び3のイで規定する助成対象となる階で使用したCLTの材積に140,000円/㎡を乗じた金額
 - ③ 第15に定める様式6号別紙2に基づくCLTの調達費に相当する金額
- ウ アのCLTを除くJAS構造材とイのCLTを構造部に併用する場合
ア及びイの①から③までについて、それぞれアの額とイの額を合算して比較することとします。

Ⅲ 内装材

木材製品を利用する建築物の部分により、次のとおりとします。なお、一の申請においてアとイの両方が含まれる場合は、①から③までについて、それぞれアの額とイの額を合算して比較することとします。

ア 対象物件において壁及び天井の仕上に木材製品を利用する場合

- ① 事業申請時に申告する内装材利用面積（壁及び天井に係る面積に限る。）に11,000円/㎡を乗じた金額
- ② 交付申請時に申告する内装材利用面積（壁及び天井に係る面積に限る。）に11,000円/㎡を乗じた金額
- ③ 第15に定める様式6号別紙に基づく交付申請時に申告する内装材の調達費（壁及び天井に限る。）に相当する金額

イ 対象物件の床の仕上に木材製品を使用する場合

- ① 事業申請時に申告する内装材利用面積（床に係る面積に限る。）に7,000円/㎡を乗じた金額
- ② 交付申請時に申告する内装材利用面積（床に係る面積に限る。）に7,000円/㎡を乗じた金額
- ③ 第15に定める様式6号別紙に基づく交付申請時に申告する内装材の調達費（床に限る。）に相当する金額

Ⅳ 木製サッシ

- ① 事業申請時に申告する助成対象木製サッシの窓数に1窓当たり60,000円を乗じた金額
- ② 交付申請時に申告する助成対象木製サッシの窓数に1窓当たり60,000円を乗じた金額
- ③ 第15に定める様式6号別紙に基づく交付申請時に申告する助成対象木製サッシの調達費（窓ガラスに係る金額を含めることも可とする。）に1/2を乗じた金額

第8（都市木材需要拡大事業申請書類の作成・提出等）

1 都市木材需要拡大事業を申請する者は、都市木材需要拡大申請書（様式1号）及び下記の書類一式を書面により提出することとします。

ア 申請の区分ごとの様式第1号に示す付属資料（図面、建築確認申請、事業許可証等）

イ 申請物件に使用される申請に係る木材製品等の使用予定量、予定調達費がわかる見積書・木拾い表等

ウ 助成金振込先に関する資料

エ 施工者として確認できる者から都市木材需要拡大事業に申請する権利の委譲を受けた者が申請する場合は、移譲書等権利の委譲を受けたことがわかる資料

オ 3棟目以上の申請を行う場合、クリーンウッド法に基づく登録を受けていることを証明する資

料

カ 3 棟目以上の申請を行う場合、共同申請する木材生産設備を有する宣言事業者が、SCM フォーラム参加者、もりんく登録者又は山元素材生産事業者と安定供給協定を締結していることを証明する資料

キ 共同申請する場合、様式 1 号（共同申請）

2 申請書の提出期限、提出先、問い合わせ先は次のとおりとします。

（1）提出期限

令和 3 年 9 月 1 5 日（水）から令和 3 年 9 月 2 2 日（水）（当日消印有効・持込可））までとします。郵送以外の方法による場合は、引受日が確認できる方法で送付ください。なお、予算額と申請の状況により期限前に受付を締め切ることがあります。

（2）申請書の提出先、申請書の作成、事業の内容等に対するお問い合わせ先
（事務局）

一般社団法人全国木材組合連合会 都市木材需要拡大事業事務局

〒107-0052 東京都港区赤坂 2-12-13 UHA 味覚糖赤坂ビル 3 階

TEL 03-6550-8540 FAX 03-6550-8541 E-mail info@toshimokuzai.jp

（3）提出にあたっての留意事項

ア 提出された申請書は、返却しません。

イ 提出された申請書は、変更又は取り消しができません。

ウ 提出された申請書は、申請者に断りなく本事業以外の目的に使用することはありません。

第 9（都市木材需要拡大事業申請書類の受付について）

全木連は、都市木材需要拡大事業を申請した者に対して事業申請受付書（様式 2 号）を通知することとします。

第 10（都市木材需要拡大事業の採択について）

全木連は、提出された申請書について、外部の有識者等からなる委員会が定める基準に従って審査を行った上で、採択する都市木材需要拡大事業を決定し、都市木材需要拡大事業を申請した者に対して審査結果通知書（様式 3 号）を通知します。

第 11（都市木材需要拡大事業の実施及び注意点）

1 事業が採択となった審査結果通知書を受領した実証事業者は、受領後速やかにこの要領に基づき都市木材需要拡大事業を実施してください。

2 第 6 の I 木質耐火部材等の区分（第 6 の III 内装材又は IV 木製サッシの区分を併用する場合を含む。）については、審査結果通知書（様式 3 号）に記載された日付より前において工事に着工しているものについては助成対象外とします。また、第 6 の II JAS 構造材、III 内装材又は IV 木製サッシの区分（第 6 の III 内装材及び IV 木製サッシの区分については、第 6 の I 木質耐火部材等の区分を併用する場合も含む。）については、審査結果通知書（様式 3 号）に記載された日付より前において調達が行われた木材製品の調達費は助成対象外とします。

第 1 2（都市木材需要拡大事業の申請の取下げ）

- 1 実証事業者は、都市木材需要拡大事業の実施が困難となった場合においては、速やかに都市木材需要拡大事業採択取下げ申請書（様式 4 号）を全木連に提出し、その指示を受けなければなりません。
- 2 共同申請された都市木材需要拡大事業において、共同事業者に変更がある場合は、速やかに取下げ申請をした上で、変更後の事業者名により、様式 1 号によって再度申請をするものとします。
- 3 全木連は、取下げ申請書（様式 4 号）の内容を審査した上で、都市木材需要拡大事業採択取下げ承認書（様式 5 号）により、実証事業者に申請の承認を通知します。

第 1 3（状況の報告）

全木連及び実証事業を行う物件が所在する都道府県の地域木材団体（以下「地域木材団体」という。）は、必要に応じ、実証事業者に対し、都市木材需要拡大事業の進行状況に関する報告を求めることができるものとします。

第 1 4（実証事業の対象物件の確認）

全木連及び地域木材団体は、必要に応じ、都市木材需要拡大事業の対象物件を確認することができるものとします。

第 1 5（交付申請書の提出）

- 1 実証事業者は、事業完了後、都市木材需要拡大事業助成金交付申請書（以下「交付申請書」といいます。）（様式 6 号）と以下にあげる資料を添付して、事業が完了した日から起算して1か月を経過した日又は令和 4 年 1 月 3 1 日（月）必着のいずれか早い期日までに全木連に提出してください。
 - ア 都市木材需要拡大事業で得られた、Ⅰ木質耐火部材等、ⅡJAS構造材、Ⅲ内装材、Ⅳ木製サッシの区分ごとの木材製品の利用に関する情報等をまとめた報告書（様式 6 号－2）
 - イ 助成対象の木材製品の利用が種類ごとに明瞭に色分けされ判別することが可能な図面
 - ウ 交付金額の査定に必要な資料（契約書等で木材製品の購入価格や加工費運搬費等の内訳が判別できるもの）
 - エ 工事記録写真
 - オ 第 6 のⅠ木質耐火部材等の区分（第 6 のⅢ内装材又はⅣ木製サッシの区分を併用する場合を含む。）については、審査結果通知書（様式 3 号）の日付以降に工事の着工がなされたことを証明する資料（発注書、指示書等）。また、第 6 のⅡJAS 構造材、Ⅲ内装材又はⅣ木製サッシの区分（第 6 のⅢ内装材及びⅣ木製サッシの区分については、第 6 のⅠ木質耐火部材等の区分を併用する場合も含む。）については、審査結果通知書（様式 3 号）の日付以降に木材製品の調達がなされたことを証明する資料（発注書、指示書等）
 - カ 建築確認申請等を行った場合は、建築確認申請等に係る確認済証の写し
 - キ 事業申請時以降に建築確認申請等の計画の変更を行った場合は、建築基準法第 6 条第 1 項若し

くは同法第6条の2第1項の規定による計画変更確認申請書又は同法第18条第2項の規定による計画変更通知書の写し

ク 助成対象物件の木材製品の種類、規格、使用量等が判別できる書類（仕様書、木拾い表等）
ケ 内装材及び木製サッシの区分にあつては、仕上げに使用した木材製品の種類、品質規格（内装材）、窓枠の木材製品の種類、寸法等の仕様等が示された資料（製品カタログ、取扱説明書の写し等）

コ 第4の規定に基づき、3件以上申請しようとする場合にあっては、当該規定に示された条件を満たしていることを証明する資料

サ クリーンウッド法に基づき合法性を確認した木材であることを示す書面

2 実証事業者は、第1項の交付申請書（様式6号）を提出するに当たり、消費税額を除外して申請しなければなりません。

第16（助成金の額の確定等）

全木連は、交付申請書等の書類の審査を行い、その申請が都市木材需要拡大事業の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、交付決定通知書（様式7号）を実証事業者に通知するものとします。

第17（助成金の支払）

実証事業者は、助成金の支払を受けようとするときは、助成金交付請求書（様式8号）を全木連に提出しなければなりません。

第18（助成金の不交付等）

1 全木連は、実証事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、実証事業者に対して、助成金の全部若しくは一部を交付せず、その交付を停止し、又は交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命ずることができることとします。

ア 第15に定める交付申請書（様式6号）を提出しなかった場合。

イ 第8に定める都市木材需要拡大事業申請書（様式1号）の内容が第15に定める交付申請書（様式6号）と著しく異なる場合。

ウ 実証事業者が都市木利用拡大宣言又はJAS構造材活用宣言の登録において、その内容に虚偽の記載を行ったことが判明した場合、宣言の登録が抹消された場合（共同申請を行っている宣言事業者の登録が抹消された場合を含む。）、都市木材需要拡大事業に関して不正、怠慢、虚偽その他不適当な行為をした場合。

エ アからウに掲げる場合のほか、実証事業者が助成金交付の決定内容及びその他法令に違反した場合。

2 実証事業者は、前項による返還命令を受けたときは、すみやかに返還しなければなりません。

3 前項の助成金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとします。

第 19（経理書類の保管等）

実証事業者は、都市木材需要拡大事業に要した費用について、その収入及び支出に関する証拠書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を助成金の交付を受けた年度終了後5年間保存しておかなければなりません。

また、全木連及び林野庁は、報告のあった成果を無償で活用できるほか、公表できるものとします。

宣言事業者が行う都市木材需要拡大事業の内容について

1 趣旨

我が国の森林が人工林を主体に利用期を迎えている中、この豊富な森林資源を活かして木材需要の拡大及びそれによる林業・木材産業の成長産業化を図っていくことが重要であり、これに向けて、これまで木材利用が低位であった都市部や非住宅分野において木材利用を高めるための取組を進めていく必要があります。

このため、木質耐火部材等を利用した耐火・準耐火建築物等の建築、表示された品質や性能に基づく構造計算に対応可能な木材製品の利用、内装への木材製品の活用、木製サッシの導入等により都市部を中心とした木材需要の拡大を図ります。

2 事業概要

建築事業者等が、都市部での木材需要の拡大に向けて、地域の先例となる建築物の構造部分等に木質耐火部材等を利用すること、非住宅建築物等において類似例の拡大が期待できる建築物の構造部分等に JAS 構造材（機械等級区分構造用製材、目視等級区分構造用製材（乾燥処理したもの）、 2×4 工法構造用製材、CLT、構造用集成材（中断面以上）、構造用 LVL）を利用すること、建築物の利用者の目に触れやすく木材利用の普及効果の高い内装部材に木材製品を利用すること、非木質系資材が大宗を占める窓のサッシの木質化を推進するため先導的な事例となる木製サッシを導入することを通じて、設計、調達、施工時等における木材製品の利用に関する課題の抽出、改善策の提案などを行っていただきます。